

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
ナブテスコ株式会社
代表取締役社長 松本和幸

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご返送いただくか、または②インターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第7期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたって 議決権の重複行使の取扱い
の決定事項

- (1) 株主さまがインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 株主さまが書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nabtesco.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、一昨年秋から続く金融危機の影響による景気後退への各国政府・金融当局の金融安定化策及び景気刺激策により、徐々に回復の兆しが見えてまいりましたが、本格的な需要の回復は先行きが見えず不透明感を残す状況でした。

このような環境の中、当社グループの当期業績につきましては、生産性の向上、原価低減活動、経費削減などを推進してまいりましたが、各セグメントとも市場における設備投資抑制が鮮明となり、減収、減益となりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高は前期比20.2%減少の1,262億円、営業利益は同33.7%減少の79億円、経常利益は同28.2%減少の93億円、当期純利益は同9.2%減少の40億円となりました。

セグメント別の概況は次のとおりです。

【精密機器事業】

精密機器事業の売上高は前期比45.5%減少の152億円、営業利益は同75.9%減少の6億円となりました。

精密減速機は、下期より主力の産業用ロボット向けの売上が回復傾向にあるものの、上期まで続いた自動車業界の設備投資の大幅な抑制により減収となりました。

【輸送用機器事業】

輸送用機器事業の売上高は前期比10.4%減少の418億円、営業利益は同22.0%減少の36億円となりました。

鉄道車両用機器の売上高はほぼ横ばいで推移しました。

舶用機器は、新造船の新規受注の減少及び納期延期の影響により減収となりました。

自動車用機器についてもトラックメーカーの減産の影響により減収となりました。

【航空・油圧機器事業】

航空・油圧機器事業の売上高は前期比19.3%減少の414億円、営業利益は同31.0%減少の18億円となりました。

航空機器は、防衛需要が堅調に推移したものの民間需要が減少したため減収となりました。

建設機械向け油圧機器につきましては、中国の建機需要が回復基調で推移したものの、油圧ショベル・ミニショベルの世界全体の需要は依然低調であったため、減収となりました。風力発電機用駆動装置は米国での金融収縮によるプロジェクトの延期やキャンセルの影響により減収となりました。

【産業用機器事業】

産業用機器事業の売上高は前期比13.8%減少の275億円、営業利益は同13.9%減少の19億円となりました。

自動ドア分野では国内建築需要の減少傾向が続いたため、減収となりました。

包装機械につきましては、海外需要の低迷により減収、また専用工作機械につきましても自動車業界をはじめとする設備投資抑制の影響により減収となりました。

セグメント別情報

区 分	精 密 機器事業	輸 送 用 機器事業	航 空 ・ 油 圧 機 器 事 業	産 業 用 機 器 事 業	合 計
売 上 高(百万円)	15,278	41,888	41,492	27,589	126,249
営 業 利 益(百万円)	603	3,654	1,804	1,902	7,964

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの設備投資につきましては、当期中に実施した設備投資は総額48億円であります。その主なものは、油圧機器事業における設備投資で、工場建屋の増設及び能力増強・生産合理化を目的としたものです。

資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、未だ不透明感がある一方で、新興国向けを中心に市況が徐々に回復するものと予想され、特に中国市場においては景気刺激策によるインフラ需要を軸とした市場の拡大が見込まれます。

当社グループといたしましては、自動車業界をはじめとする各企業の設備投資の抑制から、国内市場は引続き低調に推移すると予想されますが、中国市場における鉄道機器事業、油圧機器事業、精密機器事業での伸長に期待をしており、これらにより売上高は前期比11.7%増加の1,410億円、営業利益は同50.7%増加の120億円を見込んでいます。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、平成17年5月に「企業理念」を制定し、この企業理念のもと、「長期ビジョン」を策定しております。長期ビジョン達成のためのセカンドステップの実行計画として、平成20年5月に平成20年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「Global Challenge 2010」を策定し、公表いたしました。

「企業理念」

ナブテスコは、
独自のモーションコントロール技術で、
移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。

「長期ビジョン」

社会とともに成長するグローバル企業集団
～ 挑戦、創造、そして飛躍へ ～
(平成26年度の経営目標)
売上高 2,600億円
営業利益 360億円

「中期経営計画基本方針」

「Global Challenge 2010」
～ グローバル市場でさらなる飛躍へ ～
グローバル成長市場での事業強化と、
全ステークホルダーを重視した企業経営により、
永続的な企業価値増大を目指す。

- 1) さらなる成長性・収益性の追求
 - ・アジアを中心とした海外売上拡大、海外事業展開の強化
 - ・技術優位性の強化・確立と、次世代技術イノベーションの追求
 - ・事業拡充、シナジー効果を目的とした企業提携・M&Aの推進
 - ・少子高齢化を見据えた国内生産性の向上と海外生産の推進
 - ・人材力における質と量の強化
- 2) ROA・ROEを意識した経営の推進
 - ・資源の効率活用と利益ある成長を両立させた事業戦略の推進
(ROAの向上)
 - ・成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランスを考慮した企業収益の適正配分(ROEの向上)
- 3) 企業風土の革新
 - ・プライド、夢、高い倫理観、学習意欲、CSR意識を持ち、最高の生産性・品質を実現するとともに、さらなる成長を追求する環境・風土の構築
 - ・省エネルギー、環境保全に寄与する製品開発と事業運営の推進

② 目標とする経営指標

(単位：億円)

	平成21年度 計画	平成21年度 実績	平成22年度 計画
売 上 高	1,240	1,262	1,410
営 業 利 益	50	79	120
営 業 利 益 率	4.0%	6.3%	8.5%
当 期 純 利 益	30	40	81
R O A	2.1%	2.7%	5.3%
R O E	3.9%	5.2%	9.8%

③ 中長期的な会社の経営戦略

昨今の経済環境は、日本、米国、欧州をはじめとした先進国地域の景気回復は緩慢で、相当期間を要する見込みである一方、中国、インド、アセアンを含む新興国地域では、旺盛なインフラ投資、民間消費の伸張による高い経済成長の継続が見込まれます。又、化石燃料資源への依存軽減、温暖化ガス削減に向けた、低炭素化社会を目指した国際的な動向より、内燃機関から電動化、グリーンエネルギーの開発・普及などに見られる産業の中長期的な大きな変革が起きております。これらの動向を踏まえ、当社グループにおいては、中長期的な視点から、「事業ポートフォリオ経営による成長性と収益性の達成」、「総合技術力の強化」、「人的資源の最適活用と人材力の強化」をグループ重点課題と位置付け、以下の施策を推進します。

1) 事業ポートフォリオ経営による成長性と収益性の達成

成長分野におけるさらなる事業拡大及びコア技術を活用した新製品の開発強化に向け、積極的な資源投入を図ります。

- ・インフラ整備関連事業の中国・アジア新興国市場を主とした海外事業の更なる強化・拡大（鉄道事業関連機器、建設機械用油圧機器）
- ・環境分野関連事業の更なる強化・拡大（風力発電用関連機器、太陽熱発電用関連機器等）
- ・建築、鉄道用ドア事業の国内・海外市場での強化・拡大
- ・精密機器事業、商用車用機器事業の中国・アジア新興国市場における基盤強化

- 2) 総合技術力の強化
開発・製造・品質保証の全分野に亘る総合技術力を強化し、顧客へ優れた製品を提供するとともに、競合他社に対する性能・品質・コスト優位性の維持・向上を目指します。
 - ・イノベーションを絶え間なく起こす組織風土の醸成
 - ・生産技術力の強化によるコスト優位性の維持・向上
 - ・品質向上体制の強化
- 3) 人的資源の最適活用と人材力の強化
人的資源が事業の基盤であるとの認識のもと、人的資源の最適活用と人材力の強化を図ります。
 - ・重点戦略事業への人的資源の集中投入
 - ・人材育成プログラムの強化

④ 短期事業運営方針

当面の重要課題は下記課題であり、それらを達成すべく、注力してまいります。

- ・事業の安定性確保と質的向上に向けた、収益性向上とフリー・キャッシュ・フローの確保
- ・海外事業の着実な強化・拡大と、リスクコントロール達成のための、海外事業の経営力・管理能力の強化と、グローバル人材の育成・強化、国内外プロジェクト推進体制の強化
- ・産業、市場変革に即した商品開発、新事業の推進
- ・クレームの削減と、その達成のための開発、製造業務プロセスの改善

(4) 財産及び損益の状況

区 分	平成18年度 第4期	平成19年度 第5期	平成20年度 第6期	平成21年度 第7期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	161,444	174,254	158,170	126,249
経常利益(百万円)	16,869	20,061	12,998	9,337
当期純利益(百万円)	9,783	11,025	4,425	4,017
自己資本利益率(ROE)	14.3%	14.7%	5.8%	5.2%
1株当たり当期純利益(円)	77.10	86.77	34.82	31.70
純資産(百万円)	77,109	82,492	81,716	85,167
1株当たり純資産額(円)	575.19	609.08	601.75	628.29
総資産(百万円)	163,223	163,317	144,685	149,480

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナブコドア株式会社	848 百万円	63.4 %	自動ドア等の販売・据付
ナブテスコオートモーティブ株式会社	450 百万円	100.0 %	自動車関連機器の製造・販売
東洋自動機株式会社	245 百万円	100.0 %	食品向包装機械の製造・販売
ナブテスコサービス株式会社	300 百万円	100.0 %	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
上海納博特斯克液压有限公司	1,450 万米ドル	51.0 %	油圧機器の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51.1 千ユーロ	100.0 %	精密減速機の販売
Nabtesco Aerospace Inc.	100 万米ドル	100.0 % (100.0 %)	航空機器の製造・販売・メンテナンス
Nabtesco Power Control (Thailand) Co.,Ltd.	700 百万タイ パーツ	70 %	油圧機器の製造・販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。
 2. 自動車関連機器事業の構造改革の一環として、平成21年12月1日付けで自動車カンパニーをナブテスコオートモーティブ株式会社として分社化し、連結子会社といたしました。

(6) 主要な事業セグメント

事業区分	主要品目
精密機器事業	精密減速機、精密アクチュエーター、三次元光造形装置、真空装置、高性能熱制御デバイス
輸送用機器事業	鉄道車両用ブレーキ・ドア装置、商用車用エアブレーキ装置、船用エンジン制御装置
航空・油圧機器事業	航空機用機器、建設機械用走行モーター、風力発電機用駆動装置
産業用機器事業	建物用自動ドア、鉄道用プラットホームドア、食品向包装機械、専用工作機械

(7) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
岐阜工場	岐阜県垂井町
垂井工場	岐阜県垂井町
津工場	三重県津市
神戸工場	兵庫県神戸市
甲南工場	兵庫県神戸市
西神工場	兵庫県神戸市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
神戸営業所	兵庫県神戸市
北九州営業所	福岡県北九州市

(注) 昨年記載のありました山形工場につきましては、平成22年3月1日付けで連結子会社であるナブテスコオートモーティブ株式会社に譲渡しました。

② 子会社

名 称	所 在 地
ナブコドア株式会社	大阪府大阪市
ナブテスコオートモーティブ株式会社	東京都港区
東洋自動機株式会社	東京都港区
ナブテスコサービス株式会社	東京都品川区
上海納博特斯克液圧有限公司	中国 上海市
Nabtesco Precision Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
Nabtesco Aerospace Inc.	米国 ワシントン州
Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd.	タイ チョンブリ県

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
3,998名	9名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しています。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,969 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,500 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,310 百万円

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 127,212,607株

(3) 株主数 8,044名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	15,100 千株	11.89 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,720 千株	8.44 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,908 千株	6.22 %
T A I Y O F U N D, L. P.	6,500 千株	5.12 %
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	5,171 千株	4.07 %
帝 人 株 式 会 社	4,469 千株	3.52 %
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	4,067 千株	3.20 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口）	4,011 千株	3.16 %
株 式 会 社 ハ ー モ ニ ッ ク ・ ド ラ イ ブ ・ シ ス テ ム ズ	3,265 千株	2.57 %
ジ ュ ニ パ ー	1,900 千株	1.50 %

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率については、自己株式（171千株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

1) ストックオプションとしての新株予約権等の状況

- ① 新株予約権の数
30個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 30,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第2回新株予約権 (平成17年6月24日)	860円	平成19年8月10日から 平成22年8月9日まで	取締役	2名	20個
			監査役	1名	10個

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を交付しておりません。
2. 監査役が保有している新株予約権は監査役就任前に交付されたものであります。

2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権等の状況

- ① 新株予約権の数
59個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 59,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第1回株式報酬型 新株予約権 (平成21年度)	1円	平成21年8月22日から 平成46年8月21日まで	取締役	9名	59個

- (注) 社外取締役及び監査役には新株予約権を交付しておりません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

- ① 新株予約権の数
99個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 99,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 交付対象者
当社の取締役（社外取締役を含まず）及び執行役員
- ④ 新株予約権の区分別合計

発行回次	行使価格	行使期間	区分	保有者数	個数
第1回株式報酬型 新株予約権 (平成21年度)	1円	平成21年8月22日から 平成46年8月21日まで	取締役	9名	59個
			執行役員	10名	40個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項の状況

【円貨建転換社債型新株予約権付社債の内容】

平成18年11月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

- ① 社債の内容
 - (ア) 社債の総額
110億円
 - (イ) 社債の利率
本社債には利息を付さない。
 - (ウ) 社債の発行日
平成18年12月15日
 - (エ) 償還の方法及び期日
平成23年12月15日に本社債の額面金額の100%で償還する。
 - (オ) 募集方法
幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd. を買取人とする総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場における募集。

② 新株予約権の内容

(ア) 社債に付された新株予約権の総数

11,000個

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額2,000円で除した数とする。

(ウ) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(a) 新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(b) 転換価額は、2,000円とする。

(オ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(カ) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年12月29日から平成23年12月1日の銀行営業終了時（チャウリッヒ時間）までとする。

(キ) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 本 和 幸	最高経営責任者（CEO）
代表取締役 常務取締役	佐 和 博	パワーコントロールカンパニー社長
常務取締役	松 田 保	総務・人事本部長
常務取締役	坪 内 繁 樹	精機カンパニー社長
常務取締役	井 上 陽 一	技術本部長
取 締 役	三 代 洋 右	企画本部長
取 締 役	今 村 雄二郎	ナブコカンパニー社長
取 締 役	青 井 博 之	コンプライアンス本部長
取 締 役	坂 本 勉	鉄道カンパニー社長
取 締 役	檜 木 一 秀	株式会社神戸製鋼所執行役員
常 勤 監 査 役	野 上 達 夫	
常 勤 監 査 役	中 村 秀 一	
監 査 役	石 丸 哲 也	帝人ファーマ株式会社常勤監査役
監 査 役	山 田 正 彦	ナブコドア株式会社監査役（社外）
監 査 役	三 谷 紘	弁護士（TMI 総合法律事務所顧問）、富士通株式会社監査役（社外）

- (注) 1. 取締役坂本勉及び檜木一秀の両氏は、平成21年6月24日開催の第6回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役檜木一秀氏は、社外取締役であります。
3. 監査役石丸哲也、山田正彦、三谷紘の3氏は、社外監査役であります。
4. 監査役野上達夫氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役石丸哲也氏は、一部上場会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役石丸哲也、山田正彦、三谷紘の3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	報酬等の内訳	
			月次報酬等	株式報酬型 ストックオプション
取 締 役	10名	247百万円	203百万円	44百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	68百万円 (18百万円)	68百万円 (18百万円)	/
計	15名	316百万円	271百万円	44百万円

- (注) 1. 当社の役員報酬は、取締役については、月次報酬（基本月次報酬と業績連動報酬により構成）及び株式報酬型ストックオプションで構成されており、監査役（社外監査役を含む）については基本月次報酬のみとなっております。
2. 上記対象人員には、当期中の退任取締役1名を含んでおります。
また、当期中に退任した取締役1名に退職慰労金24百万円を支給しております。（平成21年6月24日第6回定時株主総会決議）なお、当該金額には当期前の事業年度にかかる事業報告において開示した役員退職慰労引当金が含まれております。
3. 上記月次報酬等の額には、当期中に費用処理した3箇月分の役員退職慰労引当金繰入額17百万円（取締役15百万円、監査役2百万円）が含まれております。
なお当社の役員退職慰労金につきましては、平成21年6月24日開催の第6回定時株主総会の日をもって廃止しております。既積立額につきましては、当該役員員の退任時に取締役会の決議をもって支払うことしております。（平成21年6月24日第6回定時株主総会決議）
4. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額9百万円を支給しております。
5. 取締役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
①月次報酬等 年額 350百万円
②株式報酬型ストックオプション 年額 100百万円
①②ともに平成21年6月24日開催の第6回定時株主総会決議にて承認をいただいております。
6. 監査役の報酬等の限度額は次のとおりであります。
年額 80百万円（平成21年6月24日開催の第6回定時株主総会決議）
7. 上記対象人員には、無報酬の社外取締役1名を除いております。
8. 上記報酬等の額のほか、社外監査役1名が当社連結子会社であるナブコドア株式会社の社外監査役として受けた報酬額は2百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 1) 株式会社神戸製鋼所は持株比率11.89%の大株主であります。
- 2) 帝人ファーマ株式会社と当社とは直接の資本関係その他特別の関係はありません。なお同社は持株比率3.52%の大株主である帝人株式会社の100%子会社であります。
- 3) ナブコドア株式会社は当社の連結子会社であります。
- 4) TMI 総合法律事務所と当社とは顧問弁護士契約その他特別の関係はありません。
- 5) 富士通株式会社と当社とは資本関係その他特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	植木一秀	78.6%	—	社外取締役としての立場から、必要な発言・助言がありました。
監査役	石丸哲也	100.0%	100.0%	社外監査役としての立場から、専門・経験を踏まえた発言・助言がありました。
監査役	山田正彦	100.0%	100.0%	
監査役	三谷紘	100.0%	100.0%	

- (注) 1. 当期中に開催した取締役会は18回、監査役会は14回であります。
2. 植木一秀氏の社外取締役就任は平成21年6月24日のため、平成21年6月24日以降出席すべき取締役会の回数は14回であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当社は、当社定款に基づき当社が社外取締役植木一秀、社外監査役石丸哲也、同山田正彦、同三谷紘の4氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容は次のとおりです。

同契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円と法令が定める額とのいずれか高い額とします。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の合計額	63百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。なお、当社は会計監査人に対し非監査業務を委託しておりません。

当社の重要な子会社のうち、上海納博特斯克液压有限公司、Nabtesco Precision Europe GmbH、Nabtesco Aerospace Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

取締役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社グループの内部統制においては、企業理念、企業倫理綱領及びグループ行動基準を適正かつ公正な事業活動の拠り所とし、取締役、監査役及び全てのグループ社員はこれらを遵守することを基本とする。

当社の業務執行は、執行役員制及びカンパニー制に基づいて行い、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）及び会計監査人を置く。また業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置する。

内部統制推進の最高責任者はCEOとし、その推進においてCEOを補佐するため、コンプライアンス本部を設置する。

取締役会は、事業環境や社会的要請の変化、法規制の改正、リスクの多様化等に応じて内部統制システムの整備に関し継続的に検討を重ね、毎年一回その他必要に応じ見直しを行う。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、企業人として企業理念、企業倫理綱領、グループ行動基準の遵守はもとより、社会の一員として社会規範・倫理に則した行動を行い、健全な企業文化の維持形成に努める。
- ② 取締役（会）は、法令、定款、取締役会規則及びグループ責任・権限規程等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。
- ③ 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。また、各取締役は、他の取締役を含め業務執行について法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役（会）へ報告する。
- ④ 意思決定においては、本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底することで、判断の合理性、適法性を確保する。
- ⑤ 社外取締役、社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の情報（文書及び電磁的記録。以下同じ。）について、法令及び社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に作成及び保存・管理を行う。
 - (a) 株主総会議事録及びその関連資料
 - (b) 取締役会議事録及びその関連資料

- (c) マネジメント・コミッティ等、取締役が主催する重要な会議体の議事内容の記録及び関連資料
 - (d) 取締役が決定者となる決定通知書及び付属書類
 - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な書類
- ② 上記①に定める情報の作成及び保存・管理における責任者は、それぞれの会議体議長または別途定められた取締役、決定者あるいは職務執行取締役とする。
- ③ 電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に関し、損益、資産効率、品質、災害等の状況が取締役会に適正かつタイムリーに報告される体制を整備し、リスクの早期発見に努め、損失の極小化を図る。
- ② 以下の事項に対し、リスクの管理及び損失の予防を行う。必要に応じ、グループ横断的な組織の設置、規程の整備を行う。
- (a) 事業環境や業界構造の変化及び新技術、新規参入への対処の遅れ等に起因する事業の機会損失リスク
 - (b) 取締役、使用人の不適切な判断、業務処理あるいは重過失、不正行為等に起因する事業運営リスク
 - (c) カントリーリスクや販売先・仕入先の与信等に起因する代金回収不能・調達支障リスク
 - (d) 所有する金融資産や金利・為替の変動等に起因する金融リスク
 - (e) 基幹システムの停止・動作不良や情報漏洩等のITリスク
 - (f) 契約の不備、知的財産権の侵害等に起因する訴訟リスク
 - (g) ESH (Environment, Safety & Health: 環境・安全・健康) に関するリスク
 - (h) PL (Products Liability: 製造物責任) を含む品質に関するリスク
 - (i) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ③ グループ責任・権限規程の遵守・徹底を通じて、意思決定の妥当性・合法性を確保し、リスクの管理を行う。
- ④ 事故、災害及び重要な品質問題発生時の報告要領を社内規程に定め、それに基づく有事の際の迅速かつ適切な情報伝達及び緊急対応態勢を整備する。
- ⑤ 取締役、使用人は、当社並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、迅速かつ的確に取締役(会)へ報告するものとし、取締役(会)はその損失を最小限に止めるよう努める。
- ⑥ 業務監査部を中心とした本社専門スタッフが、業務上のリスク管理状況を横断的に監査し、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、必要な組織を組成し、それぞれの業務分掌を定める。取締役は取締役会決議により業務を分担し、業務分掌に基づき業務を執行する。
- ② 当社の事業内容、事業特性に鑑み、執行役員制・カンパニー制を採る。グループ責任・権限規程に基づき、取締役会の留保権限並びにCEO、各執行役員（業務担当取締役を含む。以下同じ。）への委譲権限を明確にする。
- ③ CEO及び執行役員は、グループ責任・権限規程に基づき必要な意思決定手続を行った上で、業務執行及び業務報告を行う。
- ④ 取締役会付議事項のうち業務執行に係るものについては、マネジメント・コミッティで事前審議を行い論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の適正化及び効率化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① CEO並びに各執行役員は、使用人に対し企業理念、企業倫理綱領及びグループ行動基準の浸透及び実践的運用の徹底を図る。
- ② コンプライアンスに関する専門部署を設置し、社会情勢及び法改正等に則したコンプライアンス体制の見直しと、使用人に対するグループ横断的なコンプライアンス教育を行う。
- ③ 使用人は当社グループにおける不正行為の通報義務を有し、その手段の一つとして企業倫理ホットラインを開設する。企業倫理ホットラインの運用を通じ、通常の職制ラインでは報告されない情報の収集及び適切な措置を施すことにより、法令違反を牽制する。
- ④ 使用人の業務執行においては、法務部等の本社専門スタッフあるいは外部専門家の専門意見を聴取することを徹底し、適法性・適正性を確保する。

(6) 当社並びに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に係る理念、方針は全てグループ適用とし、グループ全体への浸透と統一化を図る。
- ② グループ会社管理規程を制定し子会社の管理区分及び管理事項を規定するとともに、子会社の規模及び重要性（当社グループへの影響度合い）及び子会社の自主健全性を勘案し、グループ責任・権限体系を定める。
- ③ 全部連結を採用し全子会社の業績を当社連結業績に適切に反映させ、かつ管理連結を採用しカンパニー連結での業績評価を行うことで、子会社の事業運営の適正化、効率化及び財務報告の質的向上を図る。
- ④ 子会社の社外取締役、社外監査役を当社より派遣し意思決定及び業務執行の適正化を図るとともに、グループ監査役会を通じて、子会社における監査の均質化と充実を図る。

- ⑤ 当社の業務監査部において子会社に対する内部監査を実施し、監査を通じて業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。また、当社が運用している企業倫理ホットラインは子会社も対象にしている。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役（会）から補助人設置の要請があった場合は、監査役（会）との事前協議の上、速やかに当該補助人を確保する。
- (8) 前号の補助人の取締役からの独立性に関する事項
前号の補助人を設けた場合、取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課は、監査役（会）との事前合議の上、決定する。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役はマネジメント・コミッティ他、全ての重要会議に出席できる体制とする。
 - ② 監査役は全ての経営情報が閲覧できる体制とする。
 - ③ 取締役は、当社並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役（会）に報告する。
 - ④ 取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または当社の業務及び財産の状況の調査をする場合は、迅速かつ適切に対応する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、重要会議への出席及び経営情報の閲覧が可能であり、取締役と同等の情報に基づいた監査が実施できる体制とする。
 - ② CEO及び代表取締役は、監査役（会）との意見交換会を定期的を開催する。
 - ③ 監査役はマネジメント・コミッティに出席し、業務執行における意思決定プロセスのチェックができる体制とする。
 - ④ 監査役は会計監査人及び経理部と定期的に意見交換を行い、財務報告の適正性について確認ができる体制とする。
 - ⑤ 監査役はコンプライアンス推進部及び業務監査部と定期的に監査状況の報告及び監査に関する意見交換を行い、監査業務の充実を図ることができる体制とする。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）を決定するとともに、平成19年6月26日開催の当社第4回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入いたしました。

本買収防衛策の非継続

本買収防衛策の有効期間は、平成22年6月24日開催予定の第7回定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

本買収防衛策導入後、法制度の改正等により株式の大規模買付行為に関する手続きが整備されたため、当社は、本買収防衛策の目的である株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間の確保については一定程度担保されるものと判断し、平成22年5月14日開催の取締役会におきまして、本定時総会の終結の時をもって、本買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

なお当社は、非継続後も当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して情報開示を積極的に求め、当社の判断、意見等を公表するなど、株主共同の利益確保の観点から、必要に応じて適切な対応を行うことといたします。

本基本方針及び本買収防衛策の内容は以下のとおりです。

(1) 本基本方針の内容

当社グループは、航空機用機器、新幹線向けをはじめとする鉄道車両用機器、商用車用のブレーキ機器、産業用ロボット向けを主とした精密減速機、建設機械用油圧機器、自動ドア、船舶用遠隔操縦装置など「空・陸・海」をカバーする幅広いモーションコントロール製品を扱っており、これらを4つの事業セグメント（精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器）に区分し運営しております。各事業はそれぞれが独自の市場を形成し、特定の用途市場において国内外で高いシェアの製品を有しているとともに、他社には見られない独特のシナジーを生み出しています。

また、当社グループのお客さまは、それぞれの業界において世界トップクラスの企業であります。そのお客さまと築き上げてきた信頼関係も、当社グループにとっての企業価値の源泉であると認識しております。

当社グループが今後さらなる成長を遂げ企業価値向上を果たすためには、シナジーを最大化し、お客さまとの信頼関係をさらに強化していくことが必要であり、これらを実現するためには、個別最適、つまり各事業の独自性と、全体最適、つまり基盤技術・ノウハウ・人材の横断的かつ有機的な活用のバランスを取ることが必要不可欠であると考えております。

当社では、当社グループを構成する事業全体を十分に把握した上で、迅速かつ適正な意思決定が実行できるコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。

当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べましたような当社グループが築き上げてきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社が導入する敵対的買収防衛策に関する基本方針といたします。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは「ナブテスコは、独創的なモーションコントロール技術で、移動・生活空間に安全・安心・快適を提供します。」を企業理念に掲げ、平成26年度の当社グループの目指すべき姿として長期ビジョンを設定するとともに、その達成に向けた実行計画として平成20年5月に平成20年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Global Challenge 2010」を策定しました。その達成のため全社一丸となって諸施策に取り組んでまいります。

中期経営計画の内容につきましては、5頁から8頁に記載しております。

また当社は、当社グループの永続的な価値の増大を目指すとともに、株主さまをはじめとするステークホルダーからさらに信頼される会社になるため、法令遵守はもとより、高い透明性と倫理観に基づく企業経営の実践に努めております。

当社は、当社グループの事業内容、事業特性に鑑み、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制・カンパニー制を採用するとともに、これを統制する企業統治体制として取締役会、監査役（会）及び会計監査人を設置しており、業務執行、経営上の意思決定・監督、経営監視の機能を明確に区分しております。

さらに、業務執行上の重要事項を審議する機関として、マネジメント・コミッティを設置しております。マネジメント・コミッティには常勤監査役も出席し、重要な取締役会付議案件は事前に審議し論点を整理した上で取締役会に上程することで、取締役会における意思決定の適正化及び効率化を図っております。

これらの体制を整備、強化することにより、業務執行の敏速性及び機動性を維持しつつ、企業統治体制の強化と責任の明確化を図り、当社グループの企業価値向上に資する効率的かつ透明性の高い企業経営を実現いたします。

かかる取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであり、本基本方針に沿うものであります。

(3) 本買収防衛策の内容

① 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、事前警告型買収防衛策であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得するため大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、1. 事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、2. 大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、3. 株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、及び大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役としての意見形成のために必要かつ十分な情報（必要情報）、並びに大規模買付者が大規模買付行為に際して本買収防衛策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を提出していただきます。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して必要情報及び意向表明書の提供を完了した後60営業日を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、この期間の経過後にのみ開始させるべきものとします。

④ 独立委員会の設置と勧告手続

当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。独立委員会は、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

- ア. 大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守した場合
大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。ただし、本買収防衛策に定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。
- イ. 大規模買付者が本買収防衛策に定められた手続を遵守しない場合
大規模買付者により、本買収防衛策に定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白である場合、その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。
- ⑤ 当社取締役会による決議
当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。
- ⑥ 対抗措置の具体的な内容
当社が本買収防衛策に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款が取締役会の権限として認める措置とします。
- ⑦ 本買収防衛策の有効期間
本買収防衛策の有効期間は、平成19年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本買収防衛策を廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本買収防衛策の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本買収防衛策を修正し、または変更する場合があります。

(4) 本買収防衛策が本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度な合理性を有するものであります。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本買収防衛策は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

② 事前の開示

当社は、平成19年5月8日に本買収防衛策について予め開示しており、今後も、法令及び関係のある証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

③ 株主意思の重視

本買収防衛策の有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本買収防衛策の廃止が決定された場合には、その時点で本買収防衛策は廃止されることになり、その意味で本買収防衛策の消長は、株主の皆さまのご意思に基づくこととなっております。

また本買収防衛策の有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において廃止が決定された場合にもその時点で本買収防衛策は廃止されることとなりますが、当社の取締役の任期は1年とされていますので、当社取締役の選任議案を通じて本買収防衛策の消長につき1年毎に株主の皆さまのご意思が反映されます。

④ 独立委員会の設置

本買収防衛策の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、社外監査役及び社外有識者から構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑤ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社の株主総会または株主総会で選任された取締役会によりいつでも廃止することができるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(89,893)	流動負債	(43,610)
現金及び預金	11,040	支払手形及び買掛金	24,447
受取手形及び売掛金	36,117	短期借入金	8,920
有価証券	24,499	未払法人税等	851
商品及び製品	3,160	製品保証引当金	822
仕掛品	5,473	その他	8,569
原材料及び貯蔵品	6,632	固定負債	(20,702)
繰延税金資産	2,115	社 債	11,000
その他	926	退職給付引当金	8,000
貸倒引当金	△73	役員退職慰労引当金	143
固定資産	(59,587)	環境対策引当金	572
有形固定資産	(44,102)	繰延税金負債	232
建物及び構築物	17,322	負ののれん	144
機械装置及び運搬具	10,101	その他	608
工具器具及び備品	1,808	負債合計	64,313
土地	14,393	(純資産の部)	
建設仮勘定	475	株主資本	(79,434)
無形固定資産	(1,192)	資 本 金	10,000
投資その他の資産	(14,292)	資本剰余金	17,467
投資有価証券	12,302	利益剰余金	52,662
繰延税金資産	490	自己株式	△695
その他	1,687	評価・換算差額等	(△30)
貸倒引当金	△187	その他有価証券評価差額金	1,290
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△1,319
		新株予約権	(73)
		少数株主持分	(5,689)
		純資産合計	85,167
資産合計	149,480	負債・純資産合計	149,480

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		126,249
売 上 原 価		97,817
売 上 総 利 益		28,432
販売費及び一般管理費		20,467
営 業 利 益		7,964
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	92	
受 取 配 当 金	96	
受 取 賃 貸 料	273	
持分法による投資利益	756	
為 替 差 益	97	
そ の 他	306	1,623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	109	
そ の 他	140	250
経 常 利 益		9,337
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	82	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	189	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	26	298
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	143	
減 損 損 失	401	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	1	
事 業 構 造 改 善 費 用	970	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	64	1,625
税金等調整前当期純利益		8,011
法人税、住民税及び事業税	1,916	
法 人 税 等 調 整 額	1,354	3,271
少 数 株 主 利 益		722
当 期 純 利 益		4,017

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	10,000	17,477	49,668	△146	76,999
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,016		△1,016
当期純利益			4,017		4,017
自己株式の取得				△89	△89
自己株式の処分		△9		33	23
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				△492	△492
在外子会社従業員奨励福利基金			△7		△7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△9	2,993	△548	2,435
平成22年3月31日残高	10,000	17,467	52,662	△695	79,434

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成21年3月31日残高	1,047	△14	△1,554	△522	—	5,239	81,716
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,016
当期純利益							4,017
自己株式の取得							△89
自己株式の処分							23
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減							△492
在外子会社従業員奨励福利基金							△7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	243	13	235	491	73	449	1,014
連結会計年度中の変動額合計	243	13	235	491	73	449	3,450
平成22年3月31日残高	1,290	△1	△1,319	△30	73	5,689	85,167

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数……30社

主要会社名：ナブテスコオートモーティブ㈱、ナブコドア㈱、ナブテスコサービス㈱、東洋自動機㈱、Nabtesco Aerospace Inc.、Nabtesco Precision Europe GmbH

上海納博特斯克液圧有限公司、Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd.

ナブテスコオートモーティブ㈱は、平成21年12月1日付にて新たに設立したため、連結の範囲に含めている。なお、連結子会社であった真空サービス㈱は、清算手続きが完了したことにより消滅しているため、連結の範囲から除外している。

(ロ) 非連結子会社の数…0社

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用関連会社の数……8社

主要会社名：TMTマシンナリー㈱、ナブコシステム㈱、㈱ハーモニック・ドライブ・システムズ

㈱ハーモニック・ドライブ・システムズは、株式を追加取得して議決権に対する所有割合が20%に達したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めている。なお、持分法適用関連会社であったエヌ・ウエムラ㈱は、平成22年3月31日開催の同社取締役会において解散を決議したため、持分法の適用の範囲から除外している。

(ロ) 持分法の適用の手續に関する事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は、Nabtesco Aerospace Inc.、Nabtesco Motion Control Inc.、Nabtesco USA Inc.、NABCO ENTRANCES, INC.、NABCO ENGINEERING LIMITED、Nabtesco Precision Europe GmbH、NABMIC B.V.、Nabtesco Marine Service Singapore Pte Ltd、Nabtesco Marinetecc Co., Ltd.、Nabtesco Automotive Products (Thailand) Co., Ltd.、Nabtesco Power Control (Thailand) Co., Ltd.、上海納博特斯克液圧有限公司、納博克自動門(北京)有限公司、納博特斯克鐵路運輸設備(北京)有限公司、上海納博特斯克船用控制設備有限公司及び台湾納博特斯克科技股份有限公司であり、その決算日(12月31日)の計算書類を用いて連結計算書類を作成している。

なお、決算日の異なる連結子会社16社については、当該会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上、必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

評価基準……………原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（ただし、在外連結子会社の原材料は、主として低価法によっている。）

評価方法

① 商品及び製品・仕掛品…主として総平均法（一部は個別法）

② 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法（一部は移動平均法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社及び国内……………主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建
連結子会社 物（建物附属設備を除く）及び当社の建物については定額法。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっている。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。

在外連結子会社……………主として定額法

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(ハ)重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権……………貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権……財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 環境対策引当金

当社の旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、これによる損益への影響はない。

(5) 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部は、役員退職金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上している。

(追加情報)

当社は、平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労引当金は、長期未払金として固定負債の「その他」に153百万円計上している。

(二)重要な収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高の計上基準

当連結会計年度に着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、当連結会計年度においては工事進行基準の該当がないため、損益への影響はない。

(ホ)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(ヘ)連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっている。

(ト)のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
会計処理の変更

(たな卸資産処分損の計上基準)

たな卸資産処分損については、従来、営業外費用に区分掲記していたが、当連結会計年度より売上原価に計上している。これは、前連結会計年度を通じてたな卸資産の収益性低下のモニタリングを強化した結果、適時に評価損を計上する体制の改善に加え、当連結会計年度より、さらに在庫処分の要否を適時に意思決定する体制の改善がなされたため、収益性低下による簿価切下げに係るたな卸資産評価損を売上原価計上する従来からの会計処理方針との整合性を図ったものである。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益が404百万円減少している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 75,356百万円

2. 保証債務
 連結会社以外の会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ
13百万円
(149千米ドル)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 127,212,607株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	508	4	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	508	4	平成21年9月30日	平成21年12月8日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	635	5	平成22年3月31日	平成22年6月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)

普通株式 162,000株

金融商品に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用している。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うために必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて、先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との関係強化に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長2年以内である。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客与信管理規程に従い、営業債権について各事業における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の顧客与信管理規程を準用し、同様の管理を行っている。

満期保有目的の債券は、資金運用細則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。

デリバティブ取引の利用にあたっては、デリバティブ取引のリスク管理細則に従い、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っている。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や対象企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引については、当社取締役会においてデリバティブ取引の取組方針の決定が行われ、これを受けて各社の経理担当部署が取引限度額、取引手続等を定めた社内規程等に基づき取引を行い、毎月取締役会において取引状況の報告を行っている。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、不安定な金融市場を背景として、高水準の手許流動性を確保することにより、資金調達に係る流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（(注)2を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,040	11,040	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,117	36,117	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	24,499	24,499	—
② その他有価証券	5,182	5,182	—
資産計	76,840	76,840	—
(1) 支払手形及び買掛金	24,447	24,447	—
(2) 短期借入金	8,920	8,920	—
(3) 社債	11,000	10,844	△155
負債計	44,367	44,211	△155
デリバティブ取引(※1)	(3)	(3)	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示している。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジの対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載している。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

デリバティブ取引

全てヘッジ会計が適用されている。

時価は取引金融機関から提示された価格によっている。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	149

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 ② その他有価証券」には含めていない。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	11,040	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,117	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
① 満期保有目的の債券	24,499	—	—	—
② その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	100
合計	71,657	—	—	100

(注) 4 社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	11,000	—	—	—	—
合計	—	11,000	—	—	—	—

賃貸等不動産に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用している。

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルの一部及び土地等を有している。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりである。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸用不動産	4,193	△68	4,124	4,512
遊休不動産	324	△0	324	2,879
合計	4,518	△69	4,448	7,392

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
- 2 賃貸用不動産の主なものは、神戸市中央区所在の土地、東京都中央区所在の賃貸ビル、愛媛県松山市所在の土地・建物である。
- 3 遊休不動産の主なものは、神奈川県横須賀市所在の旧横須賀工場跡地、東京都品川区所在の土地(再開発中)である。
- 4 主な変動
減少のうち、主なものは減価償却によるものである。
- 5 時価の算定方法
主として不動産鑑定士による鑑定評価等によっている。
なお、遊休資産のうち、旧横須賀工場跡地に係る環境対策引当金572百万円を計上しているが、時価には反映していない。
- また、当該賃貸等不動産に関する平成22年3月期における損益は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

賃貸収益	賃貸費用	差額	その他費用
315	89	225	80

- (注) 1 賃貸費用は、賃貸用不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。
- 2 その他費用は、遊休不動産に係る減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等のほか、「特別損失」として計上した環境対策引当金繰入額が含まれている。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	628円29銭
1 株当たり当期純利益	31円70銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宍戸通孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田大輔 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池亀寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナブテスコ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(68,309)	流 動 負 債	(37,386)
現金及び預金	3,111	支払手形	141
受取手形	1,420	買掛金	18,082
売掛金	25,462	短期借入金	7,800
有価証券	24,499	未払金	2,587
商品及び製品	1,295	未払法人税等	184
仕掛品	4,056	未払費用	2,494
材料及び貯蔵品	3,929	前受金	150
繰延税金資産	1,456	預り金	5,145
短期貸付金	3,214	製品保証引当金	782
未収入金	459	その他	17
その他	755	固 定 負 債	(19,019)
貸倒引当金	△1,352	社債	11,000
固 定 資 産	(50,967)	退職給付引当金	6,713
有 形 固 定 資 産	(31,518)	環境対策引当金	572
建物	12,886	負のれん	144
構築物	533	その他	589
機械及び装置	6,363	負 債 合 計	56,405
車両及び運搬具	24	(純 資 産 の 部)	
工具器具及び備品	1,235	株 主 資 本	(62,670)
土地	10,367	資 本 金	10,000
建設仮勘定	105	資 本 剰 余 金	(29,504)
無 形 固 定 資 産	(960)	資本準備金	24,690
ソフトウェア	916	その他資本剰余金	4,813
その他	43	利 益 剰 余 金	(23,363)
投資その他の資産	(18,489)	利益準備金	1,076
投資有価証券	5,190	その他利益剰余金	(22,287)
関係会社株式	10,672	資産圧縮積立金	16
関係会社出資金	1,483	繰越利益剰余金	22,271
長期前払費用	273	自 己 株 式	△197
繰延税金資産	266	評価・換算差額等	(126)
その他	682	その他有価証券評価差額金	128
貸倒引当金	△79	繰延ヘッジ損益	△1
		新 株 予 約 権	(73)
		純 資 産 合 計	62,871
資 産 合 計	119,277	負 債 ・ 純 資 産 合 計	119,277

損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		90,984
売上原価		74,543
売上総利益		16,441
販売費及び一般管理費		11,892
営業利益		4,549
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	1,304	
受取貸付料	304	
その他	176	1,847
営業外費用		
支払利息	110	
為替差損	11	
その他	96	219
経常利益		6,177
特別利益		
固定資産売却益	81	
投資有価証券売却益	41	
貸倒引当金戻入益	22	145
特別損失		
固定資産処分損	123	
減損損失	401	
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	70	
ゴルフ会員権評価損	0	
事業構造改善費用	972	
事業譲渡損	117	
関係会社貸倒引当金繰入額	20	
環境対策引当金繰入額	64	1,774
税引前当期純利益		4,548
法人税、住民税及び事業税	338	
法人税等調整額	1,374	1,712
当期純利益		2,835

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成21年3月31日残高	10,000	24,690	4,823	29,513
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
任意積立金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△9	△9
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	△9	△9
平成22年3月31日残高	10,000	24,690	4,813	29,504

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		特 別 償 却 準 備 金	資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成21年3月31日残高	1,076	3	16	20,448	21,544	△141	60,917
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△1,016	△1,016		△1,016
任意積立金の取崩		△3	△0	4	—		—
当期純利益				2,835	2,835		2,835
自己株式の取得						△89	△89
自己株式の処分						33	23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	△3	△0	1,823	1,818	△55	1,753
平成22年3月31日残高	1,076	—	16	22,271	23,363	△197	62,670

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	△315	△14	△330	—	60,586
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,016
任意積立金の取崩					—
当期純利益					2,835
自己株式の取得					△89
自己株式の処分					23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	444	13	457	73	531
事業年度中の変動額合計	444	13	457	73	2,284
平成22年3月31日残高	128	△1	126	73	62,871

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

評価基準……………原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法

①商品及び製品・仕掛品…総平均法（一部は個別法）

②原材料及び貯蔵品……………総平均法（一部は移動平均法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っている。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却を行っている。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

①一般債権……………貸倒実績率法

②貸倒懸念債権及び破産更生債権……財務内容評価法

(2) 製品保証引当金

製品の引渡後に発生する補修費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積って計上している。

(3) 環境対策引当金

旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

（会計方針の変更）

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、これによる損益への影響はない。

(5) 役員退職慰労引当金

（追加情報）

平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労引当金は、長期未払金として固定負債の「その他」に153百万円計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高の計上基準

当事業年度に着手した工事契約から当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、当事業年度においては工事進行基準の該当がないため、損益への影響はない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建売上債権、外貨建仕入債務

③ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

④ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(3) のれん及び負ののれんの償却方法

のれんは、5年間で均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の変更

(たな卸資産処分損の計上基準)

たな卸資産処分損については、従来、営業外費用に区分掲記していたが、当事業年度より売上原価に計上している。これは、前事業年度を通じてたな卸資産の収益性低下のモニタリングを強化した結果、適時に評価損を計上する体制の改善に加え、当事業年度より、さらに在庫処分の要否を適時に意思決定する体制の改善がなされたため、収益性低下による簿価切下げに係るたな卸資産評価損を売上原価計上する従来からの会計処理方針との整合性を図ったものである。これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益が382百万円減少している。

(2) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

- 1 前事業年度において、区分掲記していた流動資産の「前渡金」は重要性が減少したため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示している。
なお、当事業年度の金額は63百万円である。
- 2 前事業年度において、区分掲記していた無形固定資産の「特許権」及び「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が減少したため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示している。なお、当事業年度のコличествоはそれぞれ0百万円、2百万円である。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	60,806百万円
2. 保証債務	
(1) 関係会社の金融機関からの借入金等に対する債務保証	40百万円 (3,000千人民元)
(2) 関係会社の金融機関からのリース債務に対する経営指導念書の差入れ	13百万円 (149千米ドル)
(3) 関係会社の金融機関からの仕入債務に対する重畳的債務引受	1,489百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	9,795百万円
短期金銭債務	5,532百万円
長期金銭債権	8百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売 上 高	21,592百万円
仕 入 高	9,379百万円
(2) 営業取引以外の取引高	
受 取 配 当 金	1,208百万円
受 取 賃 貸 料	182百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	171,986株
------------------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,645百万円
未払金	329百万円
たな卸資産評価損	89百万円
未払賞与	757百万円
製品保証引当金	318百万円
環境対策引当金	232百万円
固定資産処分損	116百万円
減損損失	133百万円
投資有価証券評価損	44百万円
関係会社株式評価損	220百万円
ゴルフ会員権評価損	76百万円
貸倒引当金	556百万円
負ののれん	58百万円
繰越外国税額控除	299百万円
その他の	184百万円
繰延税金資産小計	6,063百万円
評価性引当額	△1,406百万円
繰延税金資産合計	4,657百万円
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	2,102百万円
その他有価証券評価差額金	832百万円
繰延税金負債合計	2,935百万円
繰延税金資産の純額	1,722百万円

企業結合等に関する注記

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

ナブテスコオートモーティブ株式会社

(2) 分離した事業の内容

当社の自動車関連機器事業

(3) 事業分離を行った主な理由

自動車業界の需要減速に対して収益の安定確保を目的とし、自動車関連機器事業の生産体制の見直しを行うため、自動車関連機器事業を当社の100%子会社であるナブテスコオートモーティブ株式会社に事業譲渡した。

(4) 事業分離日

平成22年3月1日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当社を分離元企業、ナブテスコオートモーティブ株式会社を分離先企業とする事業譲渡を実施した。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損失の金額

117百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内容

流動資産	2,593百万円
固定資産	2,006百万円
資産合計	4,600百万円
流動負債	3,704百万円
負債合計	3,704百万円

(3) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	6,519百万円
営業損失	213百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	29百万円	19百万円	9百万円
車 両 及 び 運 搬 具	39百万円	28百万円	10百万円
工 具 器 具 及 び 備 品	346百万円	271百万円	75百万円
ソ フ ト ウ ェ ア	71百万円	43百万円	28百万円
合 計	487百万円	363百万円	123百万円

(注) 取得価額相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	82百万円
1 年 超	41百万円
合 計	123百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産等の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支 払 リ ー ス 料	101百万円
減 価 償 却 費 相 当 額	101百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	事業区分	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	ナプテスコオート モーティブ(株)	輸送用機器	100.0	有	資金の 援助等	資金の援助	1,730	短期貸付金	1,729
						事業譲渡			
						譲渡資産 合計	4,482		
						譲渡負債 合計	3,704	—	—
						譲渡対価	874		
					事業譲渡損	117			
子会社	ティーエス ヒートロニクス (株)	精密機器	95.0	有	資金の 援助等	資金の援助	148	短期貸付金	1,364
関連 会社	ナブコシス テム(株)	産業用機器	35.7	有	製品の 販売等	製品の販売	4,150	売掛金	1,517

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1 製品の販売取引については、市場価格等を勘案し決定している。
- 2 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
- 3 ナプテスコオートモーティブ(株)に対する資金の貸付けについては、市場金利等を勘案し利率を決定している。
- 4 ティーエスヒートロニクス(株)に対する資金の貸付けについては、再建支援のため無利息である。
- 5 事業譲渡については、自動車関連機器事業を譲渡したものであり、譲渡対価は第三者の評価額をもとに決定している。
- 6 ティーエスヒートロニクス(株)への短期貸付金に対し、1,350百万円の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において20百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	494円31銭
1株当たり当期純利益	22円32銭

独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宍戸通孝^①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田大輔^①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池亀寛^①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針についても検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき
事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき
事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月14日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常勤監査役	野上達夫	ⓐ
常勤監査役	中村秀一	ⓑ
社外監査役	石丸哲也	ⓒ
社外監査役	山田正彦	ⓓ
社外監査役	三谷紘	ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、当社グループ全体の業績をベースに戦略的な成長投資、財務健全性の確保、株主還元のバランス及び安定配当を考慮した企業収益の適正な配分を図ってまいるというものです。

当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額 635,203,105円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月25日

なお、中間配当金として1株当たり4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり9円となります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役 松本和幸、佐和博、松田保、坪内繁樹、井上陽一、三代洋右、今村雄二郎、青井博之、坂本勉、楯木一秀の10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	松本和幸 (昭和20年9月21日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長（現任）	76,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
2	佐 和 博 (昭和22年12月13日生)	昭和45年4月 日本エヤーブレイキ株式会社入社 平成14年6月 株式会社ナブコ取締役 平成15年9月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役、パワーコントロール カンパニー社長 (現任) 平成21年6月 当社代表取締役常務取締役 (現任)	31,000株
3	井 上 陽 一 (昭和23年1月1日生)	平成14年11月 株式会社ナブコ入社 平成15年6月 同社執行役員 平成16年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社技術本部長 (現任) 平成20年6月 当社常務取締役 (現任)	21,800株
4	坪 内 繁 樹 (昭和25年2月27日生)	昭和50年4月 帝人製機株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成15年9月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社精機カンパニー社長 (現任) 平成20年6月 当社常務取締役 (現任)	33,000株
5	三 代 洋 右 (昭和27年4月14日生)	平成15年8月 帝人製機株式会社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 (現任) 平成21年6月 当社企画本部長 (現任)	20,000株
6	今 村 雄二郎 (昭和26年3月30日生)	平成13年4月 株式会社ナブコ入社 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 (現任)、ナブコカンパ ニー社長 (現任)	20,000株
7	青 井 博 之 (昭和27年5月5日生)	平成16年4月 ティーエスコレーション株式会社 入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 (現任)、コンプライア ンス本部長 (現任)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
8	坂本 勉 (昭和27年3月14日生)	昭和49年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任)、鉄道カンパニー社長(現任)	9,000株
9	小谷 和朗 (昭和26年9月15日生)	昭和49年4月 帝人製機株式会社入社 平成9年7月 P.T.Pamindo Tiga T 副社長 平成20年5月 当社パワーコントロールカンパニー営業部長(現任) 平成21年6月 当社執行役員(現任)	3,000株
10	榎木 一秀 (昭和28年11月11日生)	昭和52年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成20年4月 同社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成22年4月 株式会社神戸製鋼所常務執行役員(現任)、機械事業部門副事業部門長(現任)、同産業機械事業部長(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 榎木一秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者について
(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
榎木一秀氏につきましては、株式会社神戸製鋼所の常務執行役員を務められ、豊富な経験と高い見識・能力を有し、それらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 社外取締役としての在任期間
榎木一秀氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
(3) 社外取締役との責任限定契約について
榎木一秀氏とは、現在責任限定契約を締結しております。同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、賠償責任限度額を10百万円または法令が定める額のいずれか高い額とするものです。
榎木一秀氏の再任が承認された場合、同契約の継続を予定しております。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

■議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

■議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成22年6月23日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

■パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お手許のシステムについて以下の点をご確認ください。

■画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

■次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

■ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）してください。

■上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問合せ先について

■インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問合せください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120-65-2031（フリーダイヤル）

（受付時間 土日除く 9:00～21:00）

■その他株主さまのご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問合せください。

(1)証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問合せください。

(2)特別口座についてのご照会は以下のとおりです。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120-78-2031（フリーダイヤル）

（受付時間 土日除く 9:00～17:00）

※特別口座に関する各種届出用紙のご請求は、中央三井信託銀行ウェブサイトの「手続用紙ご請求コーナー」(http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html)及び24時間自動応答ダイヤル【電話】0120-87-2031（フリーダイヤル）にて承ります。

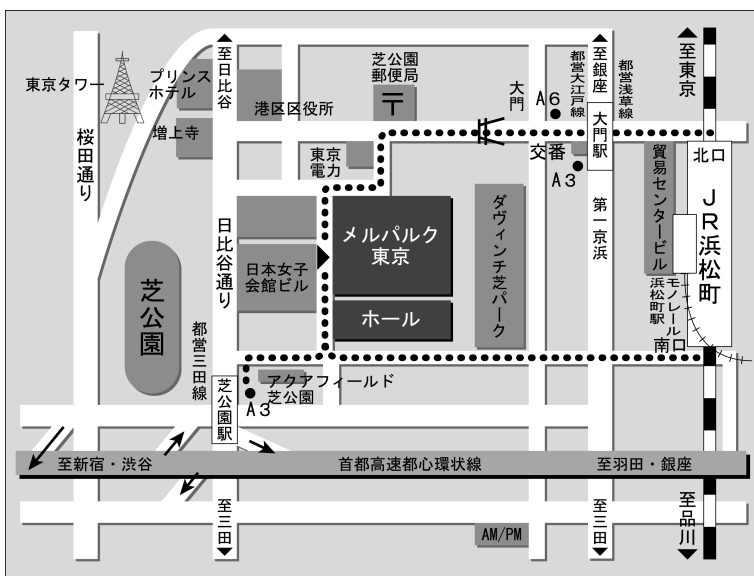
株主総会会場ご案内図

会 場：〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口または
A6出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅（北口）徒歩8分または
（南口）S5階段「金杉橋方面」徒歩8分

モノレール：浜松町駅（北口）徒歩8分



※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。